

「「農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令案」及び「農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案）」についての意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 6 月 30 日
農林水産省経営局

「農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令案」及び「農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案）」について、令和 8 年 4 月 28 日から令和 8 年 5 月 27 日までの間、e-Gov への掲載等により、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、3 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する回答を別紙 1 のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

本件については、公表した案に技術的修正を行ったうえで、「農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令」及び「農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率」をそれぞれ別紙 2・別紙 3 のとおり定めることとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

農林水産省経営局金融調整課
03-6744-2169（内線 5247）